

極上の会津台湾プロモーション業務委託仕様書

1. 業務名 極上の会津台湾プロモーション業務委託

2. 業務の目的

増加する台湾人観光客の更なる誘客促進のため、令和2年10月から11月にかけて台湾で開催が予定されている台北国際旅行博（ITF2020）において、極上の会津プロジェクト協議会のブースを出展し、会津地域のPRを実施する。

3. 業務の内容

①出展に係る手続き

- ・旅行博の出展申し込みは発注者が行うものとし、出展確定後の各種手続きは受注者が実施する。なお、出展費用は委託費用に含むものとする。
- ・出展ブース数は土間渡し2コマとする。
- ・出展者用パスについて、出展料に含まれる枚数以外については必要な枚数を手配すること。

②出展ブースの設営及び装飾

- ・事前に現地へ必要な物資の搬入を行うとともに、前日の準備日にブースの設営を実施すること。
- ・必要に応じ、現地事業者を選定し、設営を行うこと。
- ・ブース設営に使用する装飾物のほか、開催期間中に必要なパンフレットやポスター等を必要な部数手配すること。

③出展ブースの運営及び観光プロモーション

- ・運営スタッフ及び通訳を各日必要数配置すること。
- ・来場者を惹きつけ、会津地域への旅行意欲を喚起できるようなPRイベントやパフォーマンス、司会者の手配等を行い、パンフレット等を効果的、効率的に来場者へ配布すること。
- ・来場者が気軽に持ち帰りやすく、会津地域の魅力を伝えられるようなノベルティを作成、配布するとともに、会津地域の認知度や旅行者のニーズを把握するアンケート調査を実施すること。

④その他

- ・日本観光振興協会主催の商談会が旅行博の日程に合わせて開催される場合は、別途、通訳を手配すること。
- ・その他、仕様書に記載のない内容は、別途、発注者と受注者で協議の上、決定すること。

4. 履行期間 契約締結日から令和2年12月25日まで

5. 成果報告書の提出

事業完了後、直ちに事業報告書（製本）3部、電子データ1部を提出すること。なお、事業実施の際の写真等、実施状況が確認できるものを提出すること。

6. その他

- (1) 受注者は、適宜発注者の意向を確認の上、業務を進めること。
- (2) 成果品の著作権は発注者に帰属することとし、受注者は権利処理の一切を行うこと。
- (3) 業務の実施にあたり、再委託を行う場合には、事前に文書により委託者からの了承を得ること。

- (4) 事業内容の詳細、事業の進め方等については、受託候補者が決定した後、委託者との協議調整により最終決定を行うものとする。
- (5) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）をはじめとした国内外の事情等により、台北国際旅行博への出展が困難な場合は、受注者と発注者が協議の上、対応を決定する。

7. 納入場所

極上の会津プロジェクト協議会事務局（会津若松市観光商工部観光課内）

〒965-8601 福島県会津若松市東栄町3番46号

TEL 0242-39-1251/FAX 0242-39-1433